

行方市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

行方市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状	1
2	目標	3
3	計画の期間	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	8

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

学校における教育活動の充実は、教職員の心身の健康と、高い志を持った指導体制の上に成り立つものである。教職員が次世代を担う子供たちの成長に喜びを感じ、心身ともに満たされた状態で教育活動に邁進できる「ウェルビーイング（心身ともに健康で幸福な状態）」の実現は、教育の質を維持・向上させるための不可欠な基盤である。

しかし、現状の長時間勤務の常態化は、教職員の心身の負担を増大させ、そのウェルビーイングを著しく損なうだけでなく、教育の質の低下や教職の魅力減少を招く深刻な課題となっている。

「教職員の働き方改革」は、単なる労働時間の短縮を目指すものではない。本計画は、客観的なデータに基づく勤務時間の管理と業務負担の軽減を徹底することで、教職員の資質向上に資する研修の機会や、教職員の創造性を発揮して子供たちと向き合う時間を創出するとともに、一人の人間としての生活を充実させ、心身の健康を保持することを目的とする。

行方市教育委員会は、教職員のウェルビーイングの向上が子供たちの健やかな成長に直結するという認識のもと、学校・地域・家庭と連携し、持続可能な学校教育体制の構築を強力に推進する。

(2) 本市の現状

- 本市では、令和3年から「行方市働き方改革推進委員会」を組織し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について令和3年度以降の状況は表1、表2のとおりであった。

【表1 時間外在校等時間が45時間未満の教育職員の割合】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度 (%)	16.7	27.2	19.1	47.4	100.0	74.1	30.8	34.9	50.0	84.0	81.8	43.8
令和4年度 (%)	40.8	46.4	31.6	77.4	100.0	49.8	49.2	64.4	73.4	89.4	65.9	50.5
令和5年度 (%)	49.7	36.7	35.3	41.6	100.0	57.3	47.8	79.3	79.3	88.0	62.6	63.6
令和6年度 (%)	44.7	39.2	51.5	81.9	100.0	61.7	56.8	85.4	88.9	83.9	82.4	74.8
令和7年度 (%)	57.0	51.9	53.2	79.1	100.0	65.2	61.3	80.8	80.1	87.2	82.1	65.8

【表2 時間外在校等時間の行方市の平均】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度 (時間：分)	64:22	58:06	62:20	48:50	7:19	35:31	55:32	50:09	43:48	35:16	34:08	46:34
令和4年度 (時間：分)	46:06	49:04	51:49	35:51	5:37	45:53	46:17	40:04	37:04	30:24	39:33	45:04
令和5年度 (時間：分)	44:38	45:29	54:37	48:56	5:18	39:94	43:21	38:58	33:04	34:28	38:25	40:45
令和6年度 (時間：分)	46:32	47:43	43:54	35:14	3:51	41:40	42:38	33:07	30:10	31:17	34:04	35:57
令和7年度 (時間：分)	43:16	44:27	43:51	31:35	5:54	41:20	38:36	31:42	31:04	31:30	33:22	36:20

- 令和3年度当初と比較し、時間外在校等時間が45時間未満の教育職員の割合や平均は改善が進んでいるが、年度が始まる4月～6月、長期休業明けの9月～10月の時間外在校等時間は依然として多くなっている。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上にする
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる【令和7年度全国11.4%、行方市11.1%】
- ・ 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す
【ストレスチェックにおける「働きがい」の肯定的な回答90%以上を維持する
(令和7年度91.8%、令和6年度87.0%)】

3 計画の期間

令和8年度～令和11年度（4年間）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

☆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

(「3分類」①関係)

- ・各学校の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

☆放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における校外の見回りについては、青少年相談員が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは、不審者等、危険がある場合を除いて原則として行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

☆小学校と連携した就学時健康診断の実施

- ・学校保健安全法第11条により教育委員会が主体となって実施する就学時健康診断について、教育委員会と小学校が連携して実施するための検討委員会を令和8年度中に設置し、小学校の協力を得ながら効率的に実施する方策について協議する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

☆調査・統計等への回答、保護者への広報誌等の周知

(「3分類」⑥関係)

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答にかかる事務負担を軽減する。
- ・教育委員会、学校が同一のメール配信システムを活用することで、保護者への広報誌等の周知は教育委員会で行い、周知に係る事務負担を軽減する。

☆部活動（「3分類」⑬関係）

- ・11年度までに、原則、休日のすべての部活動を実施しない。地域展開は多種多様なスポーツ・文化活動を設置する。平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、11年度までに部活動指導員の配置拡充等を進める。

☆昼休み、清掃時間等、地域住民等の協力を得た見守り活動等（「3分類」⑪⑫関係）

- ・生涯学習課に登録されているボランティアの活用、学校運営協議会での熟議により、教職員の休憩時間を確保する取組を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

☆校内環境整備や授業準備等（「3分類」⑮関係）

- ・学校サポーターやスクールサポートスタッフを全校に配置する。

☆食に関する指導

- ・給食の時間や学級活動等における食に関する指導は、市内に配置されている2名の栄養教諭が、各学校給食センターが管轄する拠点校と対象校に対応する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週あたり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能、または音声メッセージ機能を令和9年度までの全校設置をめざす。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- 1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に医師（産業医）による面接指導を促す。

- 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- 市内すべての学校で、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、「学校閉庁日」を設定するほか、各学校に対して取得を促進する。
- 行方市教育職員の、夏季休業期間を中心とした時差出勤制度について、各学校に対して活用を促進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、行方市のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・教職員や児童生徒等の支援に当たる人材の確保にあたり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
※市費非常勤講師、スクールサポートスタッフ、部活動指導員、フリースクール相談員、特別支援教育支援員、学校サポーター
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長を始めとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。